

新たな君津市男女共同参画計画の策定方針について

市民環境部

1 計画策定の背景

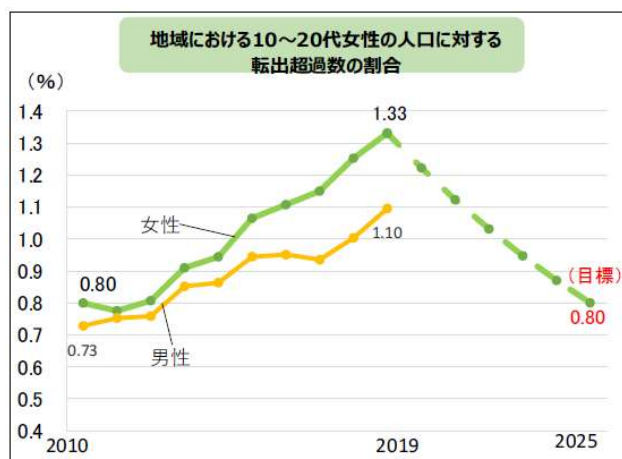
国において、「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」（以下「5次計画」という。）が令和2年12月25日に閣議決定された。

男女共同参画社会基本法が施行されてから20年余りが経ち、男女共同参画の推進は、それ自体が重要であるだけでなく、国、地域、企業の持続可能性に関わる問題でもあるということへの理解が進んできた。具体的には、グローバル化が進む中、ジェンダー平等への取組は、世界的な人材獲得や投資を巡る競争を通じて日本経済の成長力にも関わる問題となっている。

近年、若い女性の大都市圏における転入超過が増大しているが、その背景として、地域に固定的な性別役割分担意識等が根強く存在していることなどが考えられている。女性にとって魅力的な地域、十分な所得とやりがいのある仕事ができ、暮らしやすい地域であること、すなわち、地域における男女共同参画の取組なくしては、持続可能な地域社会の発展は望めない。

このように、今や男女共同参画は、大都市から各地域まで、グローバル企業から中小企業や個人事業主まで、女性だけでなく男性も含め、すべての人や組織にとっての喫緊課題となっている。

こうした観点から、5次計画では、地域における取組をこれまで以上に重視しており、市町村においては、地域の実情に応じて主体的に数値目標を設定、5次計画を勘案したうえで計画を策定し「すべての女性が輝く令和の社会」の実現に向け、具体的な取組を積極的に進めていくこととしている。



（出典）総務省「住民基本台帳人口移動報告」、「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」により内閣府で算出。

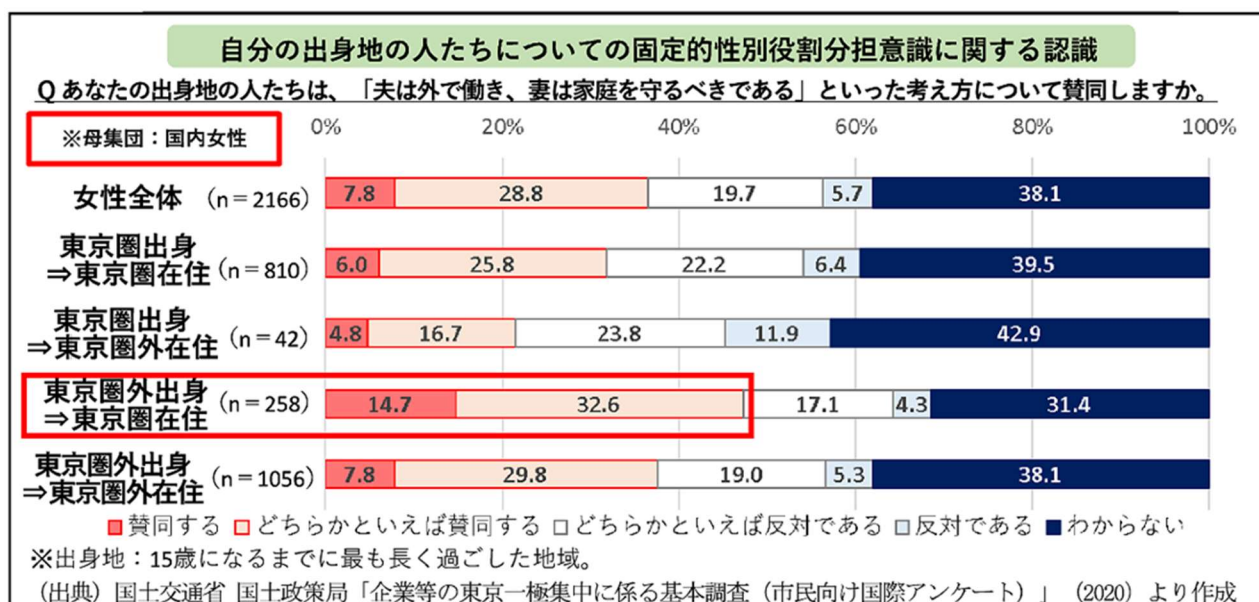
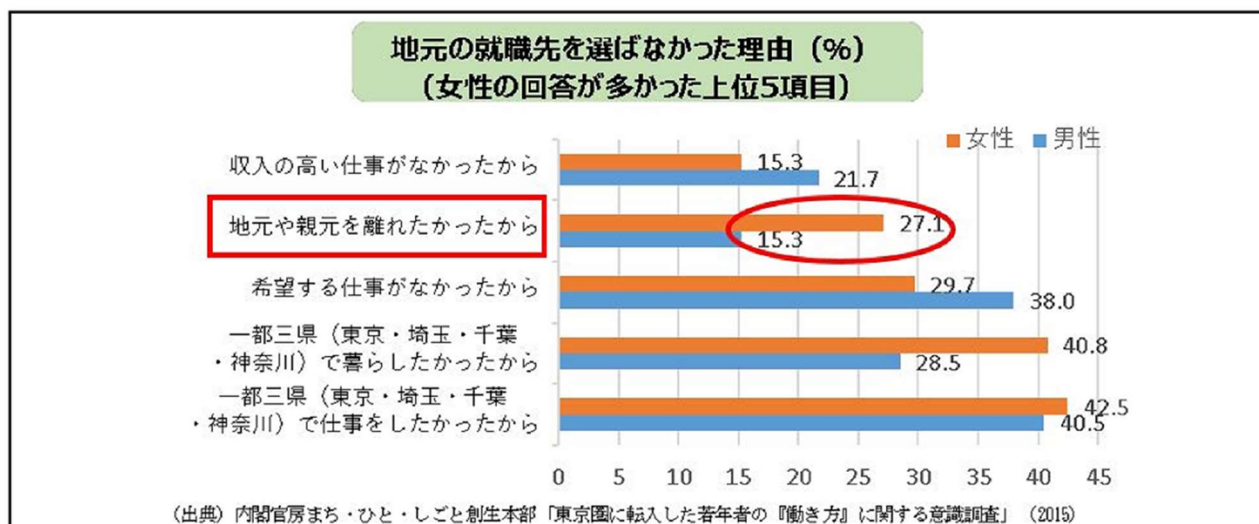
※割合の算出にあたっては、地域の転出超過数を地域の人口で除している。（地域の転出超過数／地域の人口）
地域：3大都市圏（東京圏、名古屋圏、大阪圏）を除く36都道府

東京圏：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

名古屋圏：岐阜県、愛知県、三重県

大阪圏：京都府、大阪府、兵庫県、奈良県

（出典）総務省「住民基本台帳人口移動報告」により君津市で算出。



2 計画策定の趣旨

本市では、平成8年度に「ハーモニーきみつプラン」を策定してから、平成13年度、平成19年度、平成24年度と計画を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて、様々な施策・事業を展開してきた。

令和3年度に本市の最上位計画となる総合計画を策定すること、国・県が5次計画(令和3年度から令和7年度)を策定したことを踏まえ、男女共同参画をより総合的かつ効果的に推進するため、新たな男女共同参画計画(以下、「次期計画」という。)を策定する。

3 計画の位置づけ

(1) 男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画基本計画」とする。

(2) 国の「第5次男女共同参画基本計画」及び県の「第5次千葉県男女共同参画計画」並びに本市総合計画をはじめとする市の関連諸計画との整合性を図りながら、本市の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進

していくための計画とする。

（３）「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（ＤＶ防止法）第２条の３第３項に基づく「市町村基本計画」を含む計画とする。

（４）「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）第６条第２項に基づく「市町村推進計画」を含む計画とする。

４ 計画の名称

男女に限らず、誰もが活躍できるまちづくりの実現を目指す計画とするため、従来の「男女共同参画計画」という名称ありきではなく、策定過程における様々な意見等を踏まえながら、十分に検討したうえで決定する。

５ 計画期間

令和４年度から令和８年度まで（５年間）

６ 計画の構成

	区分	主な内容
第１章	計画の基本的な考え方	計画策定の趣旨、計画の位置付け、計画期間など
第２章	基本計画	基本理念・目標、基本的な課題と施策の方向など
第３章	事業計画	具体的な施策、目標値など
第４章	推進体制	様々な主体との連携、計画の進行管理など

７ 策定にあたっての基本的な考え方

（１）ジェンダー平等達成に向けた計画にする

従来の施策内容にこだわらず、分野横断的な価値としてあらゆる取組で常にジェンダー平等の視点を確保し施策に反映していく。

また、重要とされる課題や緊急性の高い課題については、先行して取り組む必要があることから、重点的に実施する施策を設定するとともに、着実に推進するため、数値目標や期限を設定し計画を推進する。

（２）君津に関わる人すべてのニーズに即した計画にする

市民アンケートに加え、新たに事業者アンケート・市内中学生アンケートを実施し、君津に暮らす人たちはもちろんのこと、君津に関わる人たち（働く・雇用する）、これからの君津を担っていく人たちのニーズを的確に捉えた計画とする。

（３）すべての市民のための計画にする

ＬＧＢＴ等の性の多様性に対する差別と偏見をなくすため、性のあり方の多様性に関する理解促進を図るとともに、外国人も含めたあらゆる市民が安心して暮らせるまちづくりを推進する計画とする。

８ 策定の体制

（１）君津市男女共同参画推進懇話会

次期計画の策定にあたり、様々な視点から意見を聴取する。

(2) 庁内体制

ア 総合調整会議

次期計画の報告、調整などを行う。

イ 君津市男女共同参画施策推進本部

市長、副市長、教育長、危機管理監、統括参事、各部の長及び参事で構成し、次期計画における全庁的な総合調整などを行う。

ウ 君津市男女共同参画施策推進幹事会

第4次君津市男女共同参画計画の主な施策担当課長で構成し、次期計画の素案の検討、部局間の調整などを行う。

9 市民等の参加

(1) アンケート調査

次期計画策定のための基礎資料とするため、市民及び市内事業者を対象にアンケート調査を行う。

なお、アンケート内容については、多様な性、性的マイノリティの方々の人権に配慮したものとする。

また、アンケートの手法については、郵送だけでなく、SNSやWebの活用なども検討する。

(2) パブリックコメント

次期計画の素案について、パブリックコメントを行い、市民から広く意見を募集する。

10 策定スケジュール

資料2のとおり